

# 中曽根小だより

一人一人を大切に、3つの力を伸ばす学校

吉川市立中曽根小学校

〒342-0033

吉川市中曽根 2-4

令和4年8月26日

中曽根小学校  
ホームページ



学年	計	学年	計
1年	80	5年	67
2年	73	6年	75
3年	88	特学	24
4年	87	合計	494

吉川市教育大綱 家族を 郷土を愛し 志を立て 凜として生きてゆく



## 命は奇跡 ～大切な命で一生懸命生きる～

校長 菊名 久子

今年の夏もアブラゼミやクマゼミ、ヒグラシが元気に鳴き、猛暑をアピールしているように感じます。蝉は種類によって鳴き声、鳴く時間が違います。よく見られるアブラゼミの一生をご存じの方も多いかと思いますが、アブラゼミは、7月～8月にかけて、木の幹や枝に開けた穴に卵を産みます。その卵は冬を越して、翌年の6月頃に孵化します。孵化した幼虫は土の中にもぐり、木の根から養分を吸って大きくなっていきます。土の中で1年ごとに脱皮を繰り返し、卵として生まれて7年目に地上に出て、羽化して成虫になります。成虫になった蝉は、約1～2週間しか生きることができませんでした。そして、わずかな時間の中で一生懸命鳴いて、一生を終えるのです。土の中の約7年もの魂、地上ではたった2週間しか生きられないのは寂しい気持ちがあります。「一寸の虫にも五分の魂」ということわざがあるように、小さな虫たちは一瞬を一生懸命生きています。「人間は5億分の1の存在である」「人間の存在そのものが奇跡である」これは筑波大学名誉教授の村上和雄博士の言葉です。5億分の1は、確率的に宝くじに当選するよりはるかに難しいということになります。学校では、命の尊さや一生懸命生きること(努力すること)を、『特別の教科 道徳』を要とし、学校教育全体を通して指導しているところです。子どもたちが自分や人を大切に、自分を磨き高めていけるよう引き続き指導・支援をしてまいります。ご家庭や地域の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

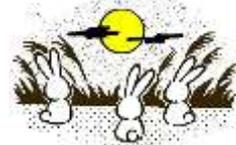
### ○全国学力学習状況調査結果 対象：6年生 令和4年4月19日実施

6年生	全国比%
国語	105.2
算数	102.8
理科	104.3

全国学力学習状況調査結果から、全国・県平均を大きく上回った。また、県の学力学習状況調査結果からは、4、5、6年生ともに県平均には届かなかったものの、5、6年生は令和3年度に比べて学力の伸びがみられた。

### ○埼玉県学力学習状況調査 令和4年5月10日実施

	国語		算数	
	県比%	R3比較レベル	県比%	R3比較レベル
4年生	99.52		96.19	
5年生	91.64	+1	98.73	+3
6年生	96.87	+3	103.01	+3



## 9月の行事予定

		10	土		21	水	
		11	日		22	木	ふれあいデー
1	木	後期分教科書配付 ショート避難訓練 陸上練習オリエンテーション	12	月	4年リユース見学(午前・午後) クラブ活動	23	金 秋分の日
2	金		13	火		24	土
3	土		14	水	5時間授業	25	日
4	日		15	木	ロング昼休み	26	月 クラブ活動
5	月	陸上練習開始 委員会活動 PTA 校外委員会 9:00～12:00	16	金	1、2年遠足(東武動物公園)	27	火 修学旅行1日目
6	火	教育相談日 3年生なまず学習	17	土		28	水 修学旅行2日目
7	水	3、4年ピースキャラバン2～5校時	18	日		29	木
8	木		19	月	敬老の日	30	金 3年生遠足
9	金	PTA 子ども体験活動	20	火			

**虐待の疑いがある場合は、  
学校から子育て支援課、児童相談所へ通告することがあります。**

**虐待とは？**

**【身体的虐待】**

・児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること殴る、蹴る、投げ落とす、やけどを負わせる、戸外に締め出す など



**【性的虐待】**

・児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること

**【ネグレクト】**

・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること  
食事を与えない、ひどく不潔にする など



**【心理的虐待】**

・児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、児童の面前での配偶者に対する暴力、その他児童に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと  
言葉による脅し、無視、子どもの前で家族に対し暴力をふるうなど



学校で、身体に不自然なあざや傷を見つけた場合など、虐待が疑われる場合は、子育て支援課や児童相談所に通告することがあります。子育て支援課や児童相談所は、子どものことや家庭のごことで困っている場合に手助けをする機関ですので、虐待につながってしまうような困りごと、原因などがある場合は、解決のために一緒に考えていくことが大切です。学校からの通告は、保護者の方を責めるのではなく、子どもと一緒に守っていくために行うものです。どうぞご理解とご協力をお願いします。

**学校には通告の義務があります**

児童虐待に係る通告(児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項)  
通告は守秘義務に優先(児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項)

**教育相談のご案内**

吉川市少年センターでは、小・中・高校生や保護者の方々の悩みについてご相談をお受けしています。

相談日時 月曜日～金曜日… 午前9時から午後5時まで (少年センター開所日)  
相談場所 吉川市少年センター <所在地>吉川市吉川一丁目21番地13

相談方法 電話相談 相談専用電話 981-3863  
来所相談 少年センターへお越しください。(事前にご連絡ください。)  
訪問相談 ご希望があれば、ご自宅へ訪問することもできます。  
大学生が訪問するアウトリーチ事業もあります。

各学校でも「あおぞら相談員」「さわやか相談員」「スクールカウンセラー」が相談をお受けしています。  
まずはお電話でご連絡ください。

行事に伴い、通常登下校時刻が変更される日

日	曜	変更を必要とする 行事名	変更後登下校時刻					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
8/29	月	第2学期始業式 短縮4時間	12:20 下校	12:20 下校	12:20 下校	12:20 下校	12:20 下校	12:20 下校
9/5	月	委員会活動				14:35 下校		
27	火	6年修学旅行						6:30 登校
28	水	6年修学旅行						17:10 下校
30	金	3年遠足			15:10 下校			